

品川区特定創業支援事業に関する証明書交付要綱

制定 平成27年3月26日区長決定 要綱第158号
改正 平成28年5月11日区長決定 要綱第182号
改正 令和5年3月24日区長決定 要綱第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)に規定する認定創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業に関する証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援事業計画 法第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画で、区が申請し、国が認定した創業支援事業計画をいう。
- (2) 特定創業支援事業 法第2条第25項に規定する事業で、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「法施行規則」という。)第8条に規定する創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 証明書 法施行規則第7条に規定された特定創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して、当該支援を受けたことを区長が証明するものをいう。

(対象事業)

第3条 証明書の交付対象事業は、認定創業支援事業計画のうち、特定創業支援事業として国から認定された事業とする。

(交付対象者)

第4条 証明書の交付対象者は、前条の特定創業支援事業による支援を受けて、区内で創業を行おうとする者とする。

(証明書の交付申請)

第5条 証明書の交付を希望する者は、特定創業支援事業に関する証明書交付申請書(第1号様式)により区長に申請を行うものとする。

(証明書の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る事項について、適当と認めるときは、証明書(第1号様式)を交付するものとする。

(証明の取り消し)

第7条 区長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他不正の事実により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付された証明書を区長に返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書

付 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書兼証明書